

消費者庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和4年6月16日
消費者庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）に基づき、消費者庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、消費者庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、消費者庁所管の独立行政法人国民生活センターについては、VIIに基づき取組を行うこととする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、消費者庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、消費者庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。また、消費者庁が庁舎等の既存建築物を新たに保有することとなった場合には、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、当該既存建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

2. 新築建築物のZEB化

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物は原則ZEB Oriented相当以上とする。

3. 電動車の導入

消費者庁が使用する全ての公用車については、既にハイブリット自動車を導入しているところ、今後、買換え等の必要が生じた際には、より温室効果ガスの排出が少ない車両（電気自動車等）の導入を進めることとする。

4. LED照明の導入

消費者庁が事務室で使用する照明については、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の導入

- ① 消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。また、消費者庁が庁舎等の既存建築物を新たに保有することとなった場合には、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、当該既存建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ② 消費者庁が入居する庁舎における太陽光発電の導入については、政府実行計画の目標の達成に向け、管理官庁の方針に基づき、入居官庁として当該方針に積極的に協力するものとする。

(2) 整備計画の策定

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、上記(1)①の目標達成に向け、太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備に努める。また、消費者庁が入居する庁舎における当該整備計画の策定については、管理官庁に協力して計画的な整備に努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物は原則ZEB Oriented相当以上とする。
- ③ 消費者庁が入居する庁舎において実施される省エネルギー対策を徹底し、温室効

果ガスの排出の削減等に努める。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、次に掲げる取組を実施する。

- i) 建設廃棄物の抑制を図る。
- ii) 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設素材の利用を促進する。
- iii) 建築に当たっては、温室効果ガスの排出の削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出が少ない施工の実施を図る。
- iv) 敷地内の緑化や保水性舗装の整備に努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 消費者庁が使用する全ての公用車については、既にハイブリット自動車を導入しているところ、今後、買換え等の必要が生じた際には、より温室効果ガスの排出が少ない車両（電気自動車等）の導入を進めることとする。
- ② 公用車の効率的利用に向けて、次に掲げる取組を実施する。
 - i) 公用車一台ごとの使用頻度、走行距離、燃料使用量等の使用実態の把握を図ることとし、必要に応じて公用車の台数の見直しを行う。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入等

- ① 消費者庁が事務室で使用する照明につき、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、庁舎の新築・改修を行う際にも、原則としてLED照明を導入する。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として調光システムを併せて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除いて消灯し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 消費者庁が入居する庁舎における再生可能エネルギー電力の調達については、管理官庁の方針に基づき、入居官庁として当該方針に積極的に協力するものとする。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、買換えに当たっては省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギー設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動には、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

入居する庁舎の管理官庁とも相談の上、現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規購入についても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、使い捨て製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特に、プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき、合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品等、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うように努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）等に則り、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。
- ② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ③ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）に則り、飲料提供に使い捨てのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ④ 食品ロスの削減に向け、災害用備蓄食品のフードバンク等への寄付や、食品ロスの削減に関する職員への啓発、フードドライブの実施等の取組を行う。
- ⑤ 食べ残し、食品残滓等の有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 消費者庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

消費者庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化を始めとする省エネルギー対策の実施や、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別・減量化、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用等、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

また、消費者庁が後援する民間のイベントについても、これらの取組が行われるように促す。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤

務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修等の積極的な実施を図る。

(3) 職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入等、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、消費者庁地球温暖化対策推進本部において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、消費者庁次長が行う。
- ② 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等の適切な方法を通じて公表する。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も併せて公表することとする。

VII. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

消費者庁が所管する独立行政法人国民生活センターに対しても、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

VIII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【消費者庁全体】

消費者庁温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	7,945	8,637	3,973	-50%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	378,868	399,436	189,434	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	323,887	399,931	(基礎)	(基礎)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	242,563	314,334	121,282	-50%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	187,582	314,829	(基礎)	(基礎)
		(電気使用量)	kWh	462,025	647,160	231,013	-50%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.486	0.25	-0.275 kg-CO2/kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.486	(基礎)	(基礎)
電気以外	kg-CO2	136,304	85,102	68,152	-50%		
その他	kg-CO2	0	0	0	—		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	386,812	408,073	193,406	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	331,831	408,568	(基礎)	(基礎)	

消費者庁温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状 (2019 年度値)	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合		%	100	100
LED照明の導入割合		%	87	100
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%		
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%		